いまなぜ？改憲論議

「家族」尊重がもたらす女性への抑圧

⑧ 自民党が狙う「24条」の改変

日本国憲法には、ジェンダー平等に関する規定として、法の下の平等（14条）のほかに、個人の尊厳と両性の本質的平等（24条）があります。大日本帝国憲法下の「家」制度では、女性は、財産の管理権や相続権を認められないなど、ほとんど無能力でした。また、この「家」制度は、国民を天皇中心の国家体制に総動員する役割を果たしており、女性は、銃後で家を守りながら子を産み皇民に育て上げる存在とされていました。24条は、このように女性を抑圧してきた「家」制度を廃止し、国家による特定の家族像の強制や法律婚の特権化を否定する規定です。24条では、家族ではなく、家族の中の個人と両性の平等の尊重に重きが置かれているのです。

自民党は、9条と並んで24条の改変に固執してきました。自民党の「日本国憲法改正草案」では、24条に、「社会の自然かつ基礎的な単位として」の家族の尊重と相互扶助義務が盛り込まれています。ここでは、現行憲法とは反対に、個人ではなく家族に重きが置かれ、あるべき家族像が想定されているため、結婚しない人や子どもを持たない人への社会的圧力の醸成が懸念されます。また、家族の相互扶助義務により、自助・共助が強制され、社会保障が後退します。日本社会では、女性に家事や育児、介護を押し付ける性別役割分業が強固ですが、相互扶助義務により、この構造がますます維持・強化されます。このように、24条改変は、女性を従属的地位に逆戻りさせるものであり、女性解放と真っ向から対立します。

近年自民党は、女性が輝く社会を標榜し女性の活躍を謳っていますが、その内実を精査しなければなりません。これまで自民党は、女性の就労支援を強調しながら、男女賃金格差の是正やハラスメント防止には消極的でした。女性の地位向上を企図するのであれば、女性に仕事と家庭の二重負担を強いるのではなく、長時間労働の是正などにより、男性もケアワークを担えるようにするべきでしょう。自民党の考える「女性の活躍」は、新自由主義的な経済戦略にすぎず、ジェンダー平等を目指したものではないということです。

また、自民党は、少子化対策として、子を産み育てる責務を強調する法律（少子化社会対策基本法6条）を制定したり、結婚支援事業を推進したりしておきながら、認可保育所の増設などには無関心でした。これは、女性が育児に専念することが想定されているからです。

こうした事実を踏まえれば、自民党が奨励するのは、成長戦略の道具や子どもを産む機械としての女性の活躍なのではないかとの疑念が拭えません。そのような女性の活躍の仮面の下に何があるかということは、自民党内で持て囃されている女性議員の顔ぶれを見ても一目瞭然でしょう。24条改変は、男性支配を強化し、男女を旧弊な性役割に応じて国家に奉仕させる危険な策略です。

（立命館大学大学院（憲法）・久保田茉莉）

「24条キャンペーン実行委員会」が発行するリーフ。自民党改憲案は「個人の尊厳を奪うもの」と批判しています